

平成26年度財政援助団体等監査結果

1 監査の方針

財政援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、区が基本金等の4分の1以上を出資している団体、補助金・交付金等を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている団体を対象に、財政援助等に係る事業は目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているかなどを主眼として実施した。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているかなどについて、監査を実施した。

2 監査実施期間

(1) 監査委員による監査

平成27年1月26日、1月27日、1月28日、1月30日、2月4日

(2) 事務局職員による書類調査等

平成27年1月5日から1月16日まで

(3) 公認会計士による会計書類調査

平成26年12月1日から12月18日まで

3 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、下表のとおり23団体を対象とした。また、監査の範囲は、原則として平成25年度の事業を対象とした。

区 分	内 容	監査実施
出資団体	基本金その他これに準ずるもの	2団体
補助金等交付団体	補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給等	13団体
公の施設の指定管理者	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理に係るもの	8団体
合 計		23団体

*対象区分に重複する団体があるため、実施団体数は18団体である。

4 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、別紙「監査実施団体一覧」のとおりである。

5 監査の主眼

監査の主眼は次のとおりである。

(1) 出資団体

ア 事業は、出資目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

ア 補助事業は、補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の管理は、目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 管理業務等に係る会計処理は、適正に行われているか。

(4) 所管課

ア 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。

イ 補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。

ウ 補助金等交付の手續及び時期は適切か。

エ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

オ 委託金の額及び委任時期は適切か。

6 監査の方法

次の方法により監査を実施した。

(1) 監査委員による監査

監査資料及び公認会計士による会計書類調査報告書等を基に、当該団体に対する説明聴取を行うとともに、監査対象団体のうち3団体については、施設の管理状況について実地監査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課等への事実確認を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体については、公認会計士に監査の基礎となる会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

7 監査の結果

(1) 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

ア 目黒区芸術文化振興財団（文化・交流課）

目黒区芸術文化振興財団に対する助成に関する条例施行規則第2条の規定では、補助金交付申請書添付書類として、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を添付すること、ただし、区長が、不要と認めるときは、添付書類を省略することができることと定められているが、実際には添付されず、添付を省略する旨の事務処理も行われていなかった。また、同規則により、補助金に係る収支計算書を提出することと定められているが、人件費の一部や公演経費を除く事業費について記載されていなかった。文化・交流課においても、記載のない項目について提出を求めていなかった。同規則に基づき適正に処理されたい。

美術館については、美術館の管理に関する基本協定に基づく月次報告書の内容の一部に漏れがあった。団体においては必要な項目の確認を十分に行い、適正な事務処理を行われたい。

備品類については、施設の運営に支障のないように管理を行い、不具合の生じたものについては、随時、区と協議の上整備・更新を行うこととされているが、実地棚卸を行っていなかった。前回意見を述べた美術館の美術品を含め棚卸のルールについて区と協議の上実施されたい。

イ 目黒区勤労者サービスセンター（産業経済・消費生活課）

目黒区補助金等交付規則第6条の規定では、補助金等交付申請書添付書類として、定款、財産目録、予算書、事業執行計画書等を添付すること、ただし、区長が、不要と認めるときは、添付書類を省略することができることと定められているが、実際には添付されず、添付を省略する旨の事務処理も行われていなかった。同規則に基づき適正に処理されたい。

ウ 上目黒住区住民会議（中央地区サービス事務所）、（株）マグハウス、（株）アンジェリカ（保育課）

各団体で内訳が記載されていない領収書あるいは保存年限が終了する前に記載内容の消失するおそれのある感熱紙のレシートがそのまま保管されている例が見受けられた。証拠書類としての有効性を担保できるように、必要な事務処理を行われたい。

エ 目黒区シルバー人材センター（健康福祉計画課）

区は、目黒区シルバー人材センター補助金交付指針により、毎年度の補助金交付額を定めているが、東京都シルバー人材センター事業実施要綱の一部改正により、25年度の補助金交付額が変更になったにもかかわらず、補助金交付指針の改正を行わなかった。今後は、交付指針を定めた目的に基づき、適正な事務処理を行われたい。

オ NPO SUN（障害福祉課）

目黒区障害福祉サービス（新体系）事業補助金交付要綱第5条の規定では、補助

金の交付を受けようとする者は、指定期日までに申請すること、また、申請に添付する書類については、名簿等のほか、その他区長が必要と認める書類と定めている。これらについて、障害福祉課は文書決定手続を行わずに事務連絡文で団体に通知していた。適切に事務手続を行われたい。

カ NPO なずみ（障害福祉課）

補助対象経費として交付されていた世話人健康診断料が、実際には支出されていないにもかかわらず、補助金の返還が行われていなかった。障害福祉課では、補助対象経費毎に団体の決算書を十分確認し、適正な事務処理を行われたい。

キ 目黒区私立幼稚園協会（子育て支援課）

私立幼稚園協会に対する補助金交付要綱第12条の規定による補助金実績報告書には、目黒区補助金等交付規則に定める補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載する欄が設けられていない。成果等の確認できる様式に改められたい。

ク (株) マグハウス（保育課）

賃料の支払が翌月に遅れたケースがあった。また、建設仮勘定に精算が1年以内に完了しない仮払金が計上されていた。団体においては、期日を厳守した支払や適正な会計処理を行い、安定した認証保育所運営を実施されたい。

ケ NPO コロちゃんの家（保育課）

現金出納帳に記載があるが領収書のないもの、現金出納帳の金額と領収書の金額の異なるもの、領収書があるが現金出納帳に記載のないもの、預金出納帳と現金出納帳に二重に記載したものがあった。そのため、補助金事業実績報告書の金額に誤りがあった。また、給食の食材購入費用については、支出の記録がなかった。団体においては、定期的に確認を行い、適正な会計処理を行われたい。保育課においては、報告書の内容を十分確認されたい。

コ たけのこ保育園（保育課）

領収書はあるが総勘定元帳に記載のないもの、総勘定元帳の金額と領収書の金額の異なるもの、総勘定元帳に二重に記載したものがあった。団体においては、定期的に確認を行い、適正な会計処理を行われたい。

サ いたるセンター（障害福祉課）

勘定科目の一部が予算を超えた決算額となっていたので、団体においては適切な手続を行われたい。障害福祉課では、事業報告等において、十分な確認を行われたい。

シ 和泉福祉会（保育課）

第二ひもんや保育園の管理に関する基本協定による管理物品リストの所在が確認できなかった。保育課からリストを受け取り、適切に物品の管理を行われたい。

ス エコライフめぐろ推進協会（環境保全課）

団体は、エコプラザの管理に関する基本協定により、シルバーアトリエの販売手数料等の収入について、収納事務を行っている。この場合、日々の調定、収納金日報、収納金報告書の作成は環境保全課が行うべきものであるが、団体が作成していた。今後は、区及び団体が行う事務処理を精査し、適正な会計処理を行われたい。

(2) 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善について検討が必要と思われる事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

ア 共通事項

(ア) 補助金に係る予算執行と文書事務について（財政課、総務課）

本区は補助金に係る予算執行の適正化を図るため、目黒区補助金等交付規則を定めるとともに、個別の団体に対する補助条例・規則及び補助事業に関する補助要綱等を定めて事務処理を行っている。

今回の監査においては、補助金交付対象団体からの補助金交付申請に当たり、定款、規約等の補助事業の目的及び性格が明らかとなる書類、財産目録など補助金交付申請者の資産及び負債に関する事項が明らかとなる書類等を徴取していないものがあつた。

目黒区補助金等交付規則第6条第2項ただし書の規定には「区長が、不要と認めるときは、添付書類を省略することができる」旨定められているが、これらの書類を徴取しないこととした理由が起案上明記されておらず、省略するとの意思決定もなく、これらの書類が徴取されていないものがあつた。

補助金交付申請に当たり、これらの書類は、当該補助事業の目的及び性格が明らかとなる書類、補助金交付申請者の資産及び負債に関する事項が明らかとなる書類等であり、団体への補助金交付を決定する際の判断資料として重要な書類であることから基本的には徴取すべきものであり、徴取しないこととする特段の理由を示すことなく、徴取しないこととした事務処理は適切ではない。

また、団体に対する補助金の執行管理については、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、目黒区補助金等交付規則第13条の規定に基づき、補助団体から補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものであり、また、同規則第16条の規定に基づき、補助金額確定の際の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することとなっている。

今回の監査では、補助事業の遂行状況の報告に関する起案はなく、補助金額確

定の際の事務処理についても、補助金の収支報告書は添付されているが、補助事業の成果の記載がないもの、簡易すぎるもの、又は例年繰り返行われている事務であるために、書類審査のみの形式的な事務処理が行われているものがあった。目黒区補助金等交付規則と個別の補助要綱との関係については、目黒区補助金等交付規則に規定する基本的な事項の記載を省略している補助要綱があり、省略することはできると考えるが、要綱を制定する場合には、目黒区補助金等交付規則の規定を省略しないことが、補助金交付対象団体にとっても分かりやすく、また、事務処理上からも望ましいものであると考える。遺漏のない事務処理を行うためには、事業実施に係る要綱、要領、基準等の制定に当たり、所管部局で、法令、条例、規則等との整合性を検討するとともに、財政担当や例規担当との協議を十分に行うことが必要である。

補助金に係る予算執行の適正化を図るため、目黒区補助金等交付規則に定める事務処理及び報告、審査、調査等の権限行使を各所管が適切に行うよう指導するとともに、文書事務の適切な執行の観点からも各所管を指導されたい。

イ 個別事項

(ア) 上目黒住区住民会議（中央地区サービス事務所）、大岡山西住区住民会議（西部地区サービス事務所）

住区住民会議の予算の組み方について、当該年度の補助金に前年度の繰越金を加えた額をもって、各事業に予算を配分し、予備費は少額となっていた。しかし、決算では、前年度からの繰越金とほぼ同額が繰越金として生じ、次年度に繰越しされていた。予算の組み方と実際の予算執行とに相違があるので、実態に合った予算の組み方について検討されたい。

(イ) NPO 目黒体育協会（スポーツ振興課）

収入及び支出が予算を超過していたので、今後は、定款第47条又は第48条の規定に基づき、適切な手続が行われるよう検討されたい。

(3) まとめ

今回の監査対象団体の財政援助等に係る事業は、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、所管課の団体に対する補助金等の交付事務及び指導監督についても、おおむね適切であった。

本区の財政は、25年度決算において経常収支比率の一定の改善や積立基金残高の増などが見られたが、財政の硬直化の状況は依然として続いている。一方、防災、防犯、少子高齢化への対策などの暮らしの安全と安心を確保する取組や、区有施設の見直し計画の策定に向けた取組など、区政が喫緊に対応すべき課題は山積しており、今まで以上にコスト意識や問題意識を持って、効率的・効果的に事業を推進していくこ

とが求められている。

所管課においては、こうした観点から、各団体において適切な会計処理が行われるよう、今後もきめ細かな指導の徹底を図られたい。さらに、事業の公益性等の確保を踏まえ、執行状況の実績確認や事業効果の検証・評価を行った上で、積極的に見直しを図るなど、補助金等の適正な執行に当たられるよう望むものである。

なお、事務局職員による書類調査及び公認会計士による会計書類調査の際、軽微な事項については事務担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

以 上